

令和 8 年度町単独相生地区賃貸住宅用地竹林伐採・除根工事仕様書

1. 目的

本工事は、相生地区賃貸住宅用地の造成にあたり、竹林の伐採・除根するものである。竹の根は広範囲に繁茂する性質を持ち、除根が不十分な場合、将来建設する住宅の基礎・構造物に悪影響を及ぼすおそれがあることから、用地内の竹を根ごと完全に除去し、安全な住宅用地を確保することを目的とする。

2. 工事名

令和 8 年度町単独相生地区賃貸住宅用地竹林伐採・除根工事

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 11 日とする。

4. 工事箇所

那賀郡那賀町（別紙位置図のとおり）

5. 伐採・除根対象

竹(1100 本想定)

6. 共通仕様書の適用

本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書」に基づき、実施しなければならない。

7. 工程管理

工事の施工に際しては、工程表及び現場代理人等通知書を提出のうえ、監督員と工程打合せを行い、その指示に従わなければならない。

8. 安全管理

- (1) 工事施工区域内では、ヘルメット、安全靴、保護眼鏡など現場に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。
- (2) チェンソーを使用する際は、防護ズボン・防護手袋を着用し、十分注意すること。
- (3) バックホウによる伐採・除根作業を行う際は、作業半径内への立入りを禁止し、誘導員を配置すること。

9. 現場管理

工事の施工状況が明確に確認できるよう状況写真を撮影し、電子データ（JPEG 形式）で保存し、実績報告書に添付して提出すること。
また、写真撮影に際しては、以下の事項を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。
(1) 工事名、(2) 内容（伐採・除根状況など）、(3) 撮影日

10. 日報作成

報告書の作成に当たっては、実施日ごとに下記の事項を明記し、日報を作成すること。
(1) 工事名、(2) 工事日、(3) 内容、(4) 各作業員人数

11. 関係法令等の遵守

本工事を実施するにあたり、関係法令及び関係通知等で示された事項を遵守しなければならない。

12. 検査

本工事は、発注者の完了検査合格をもって完了とする。なお、検査後に工事目的物の不備または誤りがあった場合、受注者は速やかに対応しなければならない。

13. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、受注者は発注者と協議すること。

14. その他注意事項

- (1) 本工事の遂行にあたっては、必要に応じて関係機関と十分協議し進めること。
- (2) 受注者は、本工事の引渡しが無事完了した場合でも、発注者から本工事について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。
- (3) 伐採した竹等の廃棄物は、受注者の責任において適切に処分すること。処分先・処分方法については、事前に監督員に報告し、承認を得ること。

15. 工事関係書類の提出

実施した工事内容等が判断できる「実施報告書」を、完了日までに提出しなければならない。

16. 担当者

那賀町みらいデジタル課ドローン推進室

担当名：大前 智仁

T E L：0884-62-1184

メールアドレス：tomohito-oomae@naka.i-tokushima.jp

以上